

安全保障の視点から 憲法改正が なぜ必要なのか



元・陸自中部方面総監 松島 悠佐

1 国家緊急事態の欠落

現行憲法には、国家緊急事態が想定されていない。

このことが、危機管理に対する国民の意識を喪失させる大きな原因となっており、これがいわゆる「平和ボケ」を作り出している。

日本丸という船が、順風で走っているときはよいが一旦、台風や時化（しけ）にあったら如何に対応すべきなのか、国民一人ひとりの課題として、考えておかなければならないことである。

憲法は、国家最上級の法律だから、国政の基本的なことはここに掲げるのは当然であり、そこに書かれていることは学校教育においても繰り返し教えられており、「基本的人権の尊重」、「議会制民主主義」、「三権分立」などの考えは、国民の間に深く浸透している。他方、「国家緊急事態」については、国民の意識はまったく欠落したものになっている。

国家緊急事態について法律がないわけではないが、たとえば外国からの武力攻撃を受けた場合には、武力攻撃事態対処法や自衛隊法に、また、国内騒擾事態については、自衛隊法や警職法に規定されているが、いずれも国民の視点ではなく自衛隊や警察機関の対処要領が主体になっており、一般の国民にとってはほとんど目にすることもなく、専門家以外読まれることも少ない。

また、「大規模震災」については、阪神大震災や東日本大震災の経験から国民に直接降りかかる事態として認識されてはいるが、一過性の感覚も強く、被災直後はメディアを含めて関心が強いが、数ヶ月経つと、忘れ去られてしまうのが現実のよ

うである。

このままの状態では、国家緊急事態が起きても、自衛隊・警察・消防など関係機関が対応することだと思っている国民が多く、国民自らが対処すべきだという認識は育っていない。

国民が国家緊急事態についての認識を持つためには、憲法に掲げ、学校教育を通して国民の意識として浸透させることが必要である。

現行憲法を改正しなければならない最大の理由は、この点にある。憲法に国家緊急事態を想定することによって、基本的人権や、三権分立と同様に、緊急事態に備える国民の意識が育ち、「平和ボケ」といわれるような風潮はなくなるだろう。

目下わが国には、外からは中国や北朝鮮の脅威が現実のものになりつつあり。内からは大震災などへの備えも欠かせない。時間の余裕もさほどないと思われ、早急に検討して、早期に憲法改正の実現を図らなければならないだろう。

2 「国家緊急事態の規定」をどのように さだめるのか

緊急事態への備えを平素から定めておくことは、いわば主権国家として当然のことであり、主要列国では、憲法や基本法などに明文化している国がほとんどである。

何をどのように定めるべきかは、憲法・基本法・個別法の制定の仕方によって変わってくると思われるが、最小限、次のことは明らかにしておかなければならない。

- ① 国家緊急事態の区分と事態認定の権限および手続き

- ② 国家緊急事態の認定と内閣総理大臣の権限強化
- ③ 緊急事態対処の体勢の確率
- ④ 対処の基本方針

(1) 国家緊急事態の区分と事態認定の権限および手続き

国家緊急事態は、一般に他国からの侵略による防衛事態や、国内の騒擾事態あるいは大規模災害事態など等々のものが考えられ、一例として区分すれば次のようなものになる。

(国家緊急事態区分の一例)

対外的緊急事態

防衛事態	いわゆるわが国に対する武力攻撃事態であり、防衛関連規定の適用、民間の一部行動統制等が必要と認められる事態
緊迫事態	武力攻撃事態には至らないがわが国の存立を脅かす事態であり、防衛事態に準じた関連規定が認められる事態
同盟・集団安全保障事態	日米安保条約及び国連安保理決議等により行動を求められる事態である。

対内的緊急事態

騒擾（治安）事態	わが国の政権、地方自治体の存立を危うくする事態
災害事態	自然災害、重大な災厄事故

(2) 国家緊急事態の認定と内閣総理大臣の権限強化

国家緊急事態においては、平素と同様な法的措置や行政権の執行では対応できないのが常であり、事態を認定し、緊急な行政執行が出来る体制を作らなければならない。

また緊急事態においては、通常強力な国家体制が必要となり、他の行政権や個人の権利を制約する結果を生じるため、その認定の権限や手続きについての基本的な事項は、憲法に明記することが必要である。

原則的には、行政府の長である内閣総理大臣が判断し、立法府としての国会が承認する形になるだろうが、事態の特徴によって、例えば対応の時

間が極めて制約される「ミサイル防衛事態」や、事態が流動的で、且つ相手も不明確な「テロ事態」では、通常の「防衛事態」とは対応が極端に異なるため、事態の特徴に合致した認定と対応の方法を決めておかなければならないだろう。

事態認定後の行政執行権については、迅速な対応が求められるという特質を踏まえれば、内閣総理大臣に行政権を集中するとともに、関係省庁・地方公共団体・指定公共機関を統制し、必要な指示を速やかに出来る態勢を作ることが必要である。

特に現行の行政権は、合議体としての内閣に属しており、首相の指揮監督権も閣議の方針に基づくこととされ、しかも慣例として、閣議一致制がとられているため、時間的に制約される国家緊急事態の対応には問題が多く、「国家安全保障会議」は、これを補うものとして期待できるだろう。

3 憲法の改正

「憲法」は、国体を定める基本の法律だから、国家緊急事態の対応に触れておくのは当然だろう。

また、自衛のために国力に見合った十分な力を持っておくのも、主権国家として当然のことではないだろう。

だが現行憲法は、敗戦後のアメリカ占領下で作られたから、国防など国家緊急事態の対応は、米軍がするという前提だったので、関連の規定は欠落している。

昭和22(1947)年に日本が独立した時点で改正すべきだったが、当時の政治情勢ではそれも出来ず、現行憲法がそのまま残ってしまった。

大東亜戦争の反省から、戦争に訴えても主張を通す「国権の発動たる戦争」を放棄するとしても、自衛権に基づく自国の防衛は、全うしなければならないだろう。

自衛権も放棄したと解釈できる憲法では、自分の国は自分で守らず、アメリカ軍に頼っていると評価も受けかねない。

このような状況がつつくと、国家の主権まで疑

われ、アメリカの属国になりかねない。

これを払拭するには、次の3点を憲法に明示することが必要だと思う。

- ① 国家緊急事態の認定
- ② 自衛権の保持と自衛権確保のための自衛軍の保持
- ③ 自衛事態（国家緊急事態）の対応は、国民の義務

現行憲法には、この3点が欠けている。

これを早急に正すことが必要であり、そのために憲法を改正しなければならない。

現行憲法に反対を唱える人もいる。その中に、憲法を改正すると戦争を起こす国になると意見があるが正しくないと思う。戦争が起きないのは、

抑止力があるからである。

昭和の後期の時代は、ロシア（当時はソ連）が、平成になると中国が軍備を強化し、北朝鮮も核兵器とミサイルを開発し、脅威になってきた。

最近では、中国がさらに軍事力を強化し、わが国の南西諸島に脅威を与え、日米の防衛体制を揺るがすようになってきた。現行憲法から演繹された「専守防衛を基本とした必要最小限度の戦力」では、対応に限度がある。また、わが国の防衛力も、いつまでも米軍に依存しすぎてはならない。

このような憲法改正が、「戦争を起こす国になる」という解釈は、正しいとは思はない。

実際の防衛力の整備は、時の政府が政策として決めるものであり、脅威が高くなれば強くするし、脅威が低ければ、弱くするであろう。自衛手段の足場を築く憲法改正になるべきであると考えている。

